

# 農地使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を佐川町農業委員会に提出する。

令和 年 月 日

貸人（以下甲という。）住所

氏名

印

借人（以下乙という。）住所

氏名

印

## 1 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表に記載する土地その他の物件を貸すものとする。

## 2 使用貸借の期間

使用貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 年間とする。

## 3 修繕及び改良

- 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合、その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- 目的物の改良は乙が行うことができる。
- 乙が甲の負担に属する必要経費を支出したときは、費用償還請求をすることができる。
- 修繕費または改良費の負担又は償還は、民法及び土地改良法に従う。

## 4 経常費用

- 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- 農業災害補償法に基づく共済掛金は、乙が負担する。
- 租税以外の公課等で（2）及び（3）以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。
- その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

## 5 目的物の返還及び立毛補償

- 使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、収穫期を経過しない毛上の作物があるときは、その収穫期を経過したときとする。また、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求によりこれを買取る。

## 6 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項を、この契約書に明記し、かつ農業委員会に通知しなければならない。

## 7 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

